

議案第49号

物品売買契約の変更について

令和7年6月10日議会の議決を経た「物品売買契約の締結（町立小中学校 GIGA スクール端末）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第3条の規定により本議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 町立小中学校 GIGA スクール端末
- 2 契約の金額 変更前 金82,326,962円
変更後 金81,577,962円
- 3 契約の相手方 鳥取県鳥取市湯所町2丁目258番地
令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の
整備（iPad）に係るNTT西日本・NTT・TCリース
共同企業体
代表企業 NTT西日本株式会社鳥取支店
支店長 田中 道雄

物品売買変更仮契約書

1. 物 品 名 町立小中学校GIGAスクール端末
2. 納 入 場 所 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535番地ほか
着 手 令和7年6月11日
3. 納 入 期 間 完 了 令和8年3月27日
4. 元売買代金に対する減額 金 749,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 68,091 円)
「取引に係る消費税額」は、消費税法 第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する減額に10/110を乗じて得た額である。
5. 売買代金変更減額に対する契約保証金 免除
6. その他 (1) 別冊変更図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和7年6月10日締結した物品売買契約について上記のとおり物品売買変更仮契約を締結する。

なお、この仮契約について甲が湯梨浜町議会において議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって本契約が成立したものとみなす。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年2月5日

発 注 者 (甲)	住 所 氏 名	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町 湯梨浜町長 宮 脇 正 道
受 注 者 (乙)	住 所 商 号 氏 名	鳥取県鳥取市湯所町2丁目258番地 令和7年度鳥取県公立学校における 1人1台端末の整備 (iPad) に係る NTT西日本・NTT・TCリース共同企業体 代表企業 NTT西日本株式会社鳥取支店 支店長 田中 道雄

